

入札説明書（電子入札）

公用マイクロバス（スクールバス）の購入に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年8月17日〔月〕

2 入札説明書に関する質問受付期間等

- (1) 受付期間：令和8年8月17日〔月〕から令和8年8月20日〔木〕までの毎日午前9時から午後4時まで。
- (2) 提出方法：仕様書等に関する質問の提出は任意の様式（電子メール本文への直書きも可）とし、下記受付場所へ電子メールにより提出すること。なお、送付メールの件名は必ず“**[質問]公用マイクロバス(スクールバス)調達**”とすること。
- (3) 受付場所：〒374-0046 館林市上三林町197番地
群馬県立館林高等特別支援学校 事務室
TEL (0276) 71-1000 ダイヤルイン, FAX (0276) 71-0666
電子メール ge-kankoutoku@pref.gunma.lg.jp

3 調達内容

- (1) 物 品 名：公用マイクロバス（スクールバス）
- (2) 品質規格：別添仕様書のとおり
- (3) 数 量：1台
- (4) 納入場所：群馬県立館林高等特別支援学校（〒374-0046 館林市上三林町197番地）
- (5) 納入期限：令和9年3月30日〔火〕

4 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年 政令 第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年 群馬県規則 第18号、以下「規則」という）第170条の2第3項の規定により作成された 令和8・9年度 物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という）に登載されている者であって、等級格付区分がAのものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年 法律 第154号）又は民事再生法（平成11年 法律 第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則 第 170 条 第 2 項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から入札日までの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 資格者名簿において、本社又は委任先営業所の所在地が群馬県内であること。
- (7) 当該調達物品又はそれと類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有することを証明した者であること。
- (8) 当該調達物品に係るアフターサービス、修理、部品提供等を長期にわたり円滑に満たし得ることを証明した者であること。
- (9) 当該調達物品の仕様に適合した物品を納入できることを証明した者であること。

5 入札参加資格の確認

- (I) この条件付き一般競争入札の参加希望者は、入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加申請書及び消費税等に関する課税（免税）事業者届出書（以下「申請書等」という）を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。ただし、消費税等に関する課税（免税）事業者届出書については、過去に群馬県会計局会計課が執行した入札又は随意契約において提出し、当該届出書記載の課税（非課税）期間に契約予定日（入札執行日翌日から起算して 5 日以内の日）が含まれる場合は、提出を要しない。なお、申請期限日までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

① 提出期間：令和 8 年 8 月 21 日〔金〕から令和 8 年 8 月 26 日〔水〕までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く）毎日の午前 9 時から午後 4 時まで。ただし、提出期限は令和 8 年 8 月 26 日〔水〕午後 4 時までとする。

② 提出方法：ぐんま電子入札共同システムによる（外部リンク）。

URL：<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

- (2) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和 8 年 8 月 27 日〔木〕にシステムにより通知する。
- (3) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が群馬県から指名停止措置等を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、システムによりその旨を通知する。
- (4) 提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は一切認めない。

6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (I) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。

① 提出期間：令和 8 年 8 月 27 日〔木〕から令和 8 年 8 月 31 日〔月〕まで（土曜日、

日曜日及び祝日を除く)の毎日の午前 9 時から午後 4 時まで。

② 提出場所：〒374-0046 館林市上三林町 197 番地

群馬県立館林高等特別支援学校 事務室

TEL (0276) 71-1000 ダイヤルイン

(2) 説明を求められたときは、令和 8 年 9 月 7 日〔月〕までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札手続き等

(1) 入札参加申請(申請書等)受付締め切り日時

: 令和 8 年 8 月 26 日〔水〕午後 4 時

(2) 入札書提出期間: 入札参加資格認定通知日(令和 8 年 8 月 27 日〔木〕)通知後の正午から令和 8 年 8 月 31 日〔月〕午前 9 時 30 分まで

(3) 開札予定日時: 令和 8 年 8 月 31 日〔月〕午前 10 時

8 入札方法等

(1) 入札の方法: ぐんま電子入札共同システムによる(外部リンク)。

URL: <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>



(2) 入札に際しては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令、及び群馬県財務規則の規定を厳守すること。

(3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等の規定に抵触する行為(談合等)を一切行わないこと。

(4) 落札決定に当たっては、システムにより提出された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする)をもって落札価格とする。したがって、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額をシステムにより提出(入力)すること。

(5) 第 1 回の入札において落札者がいない(予定価格の制限の範囲内の入札がない)ときは、システムにより第 2 回目の入札(再度入札)を行うことがある。また、第 2 回目の入札によっても落札者がいないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約に移行する場合がある。

9 入札保証金 群馬県財務規則第 173 条第 2 号の規定に基づき、免除する。

10 契約保証金 群馬県財務規則第 199 条第 3 号の規定に基づき、免除する。

11 開札

(1) 開札は、7 に掲げる開札予定日時において、入札者又はその代理人及び当該入札事務に関係のない群馬県職員を立ち合わせないで行うことができる。

- (2) 前項の規定にかかわらず、入札者又はその代理人から事前に立ち会いの要求があった場合には、開札への立ち会いを認めるものとする。

12 入札の無効

- (I) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ① 本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札
 - ② 入札参加申請書又は仕様適合を証明する資料等に虚偽の記載を行った者のした入札
 - ③ 同一の入札について、2 以上の入札書（複数の IC カードの使用等を含む）を提出した者のした入札
 - ④ 入札に際し、談合等の不正の行為があった者のした入札
 - ⑤ IC カードを不正に使用して入札書を提出した者のした入札
 - ⑥ その他、群馬県財務規則等、入札に関する条件に違反した者のした入札
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、その落札決定を取り消すものとする。

13 落札者の決定方法

- (1) 群馬県財務規則第 169 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 名以上あるときは、ぐんま電子入札共同システムによる電子くじにより、落札者を決定する。

14 契約書の作成

- (1) 本件契約の締結に当たっては、別添の契約書案により、契約書を作成するものとする。
- (2) 落札者は、落札通知を受けた翌日から起算して 5 日以内（群馬県の休日に関する条例に規定する日を除く）に契約の締結手続きを行わなければならない。
- (3) 落札者が前項に定める期限までに契約を締結しないときは、落札の決定はその効力を失うものとする。

15 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加申請書又は添付書類に虚偽の記載をした場合は、群馬県物件の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (4) 本件入札への参加申請及び入札書の提出等、入札手続に要する一切の費用は、入札者の負担とする。